

石綿等を取り扱う業務フロー（石綿障害予防規則を中心に）



石綿則…石綿障害予防規則
 廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 建設リサイクル法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

■石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要

作業レベル	レベル1				レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付け材				石綿含有保温材 耐火被覆材 断熱材	その他の 石綿含有建材 (成形板等)
	耐火建築物 又は 準耐火建築物 の除去作業	その他の 除去作業	封じ込め	囲い込み		
事前調査・記録	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
計画の届出 (安衛法88条4項による)	○ (開始14日前迄)	—	—	—	—	—
作業の届出	—	○	○	○	○	—
特別教育	○	○	○	○	○	○
*作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○
保護具等の使用	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
作業場所の隔離	○	○	○	—	—	—
作業者以外立入禁止	—	—	—	○	○	—
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○

* 石綿作業主任者の職務

青字は石綿則の規定

1. 作業員が石綿粉じん汚染・吸引しないための作業方法の決定・指揮
2. 排気・換気・除じん装置等1月を超えない期間ごとの点検
3. 保護具の使用状況の監視
4. 作業場所の隔離、立入禁止措置・表示の実施
5. 除去した石綿建材の適切な集積・密閉・保管の実施
6. 作業実施結果の記録

■アスベスト廃棄物処理フロー

